

食中毒にご用心

食品衛生週間／8月6日～12日

最近の食中毒統計によれば、全国で年間約千件の食中毒事故が発生しています。原因となった物質が判明した事故では、腸炎ビブリオ、ブドウ球菌・サルモネラなどの食中毒細菌が8～9割を占めています。

この夏には、ボツリヌス菌に汚染されたからしレンコン食中毒や兵庫県下小学校のカンピロバクター菌による食中毒集団発生が起っています。

夏の高湿多湿といった気候は、これら細菌の増殖に適しています。このため、7月～9月の3か月間に発生する食中毒は年間発生件数の約6割を占めています。

一般にカビの生えた食品や腐ったものを食べなければ食中毒にはならないと思われていますが、食中毒細菌は増殖しても色やにおいに変化はなく、知らずに食べて発病する場合があります。したがって、食中毒を予防するのは次のようなことが重要です。

(1)細菌を食品に付着させない

- いこと
- (2) 早目に食べる
 - (3) 殺菌のため、十分に加熱し、保存する場合は必ず10度以下で冷蔵しておく
 - (4) 手洗いの励行
 - (5) 過労にならないよう規則正しい生活を

「食中毒注意報」にご注意を！

今年から毎年7月1日～9月30日まで食中毒が発生しやすい気象条件になったとき、京都府から「食中毒注意報」が出されることになりました。

「食中毒注意報」が出されれば、

- 身体障害者通所授産施設
- 「乙訓若竹苑」嘱託指導員
- 昭和49年9月1日以前に生まれた男子で、身体障害者、精神薄弱者の福祉に関し、知識と熱意のある人

職員を募集

乙訓福祉施設事務組合

●募集人員 各1名

●試験日 8月下旬の予定

●試験科目 一般教養・作文・面接(嘱託指導員は一般教養試験は行わない)

●採用年月日 昭和59年9月

●試験会場 市井ノ内西ノ口17番地の乙訓福祉施設

●提出書類

- (1) 受験申込書(乙訓福祉事務組合指定のもの)
- (2) 市販の履歴書
- (3) 健康診断書(国公立病院)

●受付期間 8月2日(木)～8日(水) 午前9時～午後4時(土曜日の午後・日曜日は除く)

●郵送・電話での受験申込み・手続きは受け付けません

40歳すぎれば年に1度は健康チェック

一般健康診査を受けましょう

健康の方法は個別方式と集団方式および訪問診査がありますのでいずれかを選んでください。

▼受付日時 8月1日から定員に達するまで午前9時～12時 午後1時～4時(土曜日は午前中)

▼受付場所 保健センターおよび健康管理課

▼健康診断日 9月11日～14日、10月9日・11日・12日

▼健康診断場所 保健センター

▼対象 40歳以上の市民

▼個別方式

●健康診断方法 実施期間中に乙訓管内の指定医療機関へ直接申込みの上受診していただきます。診察時間内であれば夜でも受診できます。

●対象 40歳以上の市民

●実施期間 9月1日～10月31日

▼訪問調査

●健康診断方法 医師が直接家庭にうかがって診査する方法です。

●対象 40歳以上の市民でねたきりまたは似た状態にあり個別方式・集団方式が受けられない方で一般健康診査の受診を希望される方

●申込期間 8月1日～31日

8月の行事予定

●休館日 5日(日)・13日(月)・19日(日)・27日(月)

●血圧測定 2日(木)・16日(木) 午後1時30分～3時30分

●独居老人昼食会 3日(金)・17日(金) 午前11時30分～午後1時

●老人サーティクラブ 3日(金) 午後2時～3時

●健康相談 10日(金)・24日(金) 午後2時～3時30分

●高齢者職業相談 14日(火) 午前10時～午後4時

●盆踊り 23日(木) 午後7時～9時

●雨天順延 2日(木) 午前10時～11時

●映画会 29日(水) 午後1時～3時



市史編さん活動日誌から ⑤4

豊臣秀吉による太閤検地は、中世の土地所有関係を整理して、新しい近世の土地所有制度をきずいたものとして知られている。そしてこの頃、山城や近江の百姓が「過半逃散」したとの記録が残っている。それは太閤検地をはじめ、豊臣政権の政策によって、百姓に重

うせ人と身売り

脇田 修 (大阪大学助教授)

設で都市経済は繁栄し、西国街道に沿う向日町も発展したのであった。先に述べたような逃散百姓は都市に移り、生計を立てようとしたであろう。

さて、本市の村々も同様の状況を示している。寛永年間までは、寺戸村に近衛家領が三六三石余あったが、慶長六年(一六〇一)の名寄帳には、二七石余が「永あれ」、九一石余が「うせ人」となっている。「永あれ」は自然災害などで永久に荒地になったところをいうが、農事を中断したところによるものも多い。また、「うせ人」は失人は百姓がいなくなったために、耕作されず、田畠が荒廃したものをいう。このように寺戸村では荒地となり、年貢をとれない土地が、近衛家領の約三二パーセントを占めたのであった。

上植野村でも、元和元年(一六一五)姉小路家領一〇〇石のうち二七石余の荒地があった。ここでも寺戸村と同じような事情で、耕地が荒廃したのである。

逃げないで村で生活を営む百姓にも苦しい日々が続いた。正保四年(一六四七)十二月下旬世村の与作は翌年秋に返済する約束で、土川村の庄兵衛に米一石三斗をかりたが、その利息は年三割でさらに半三郎という息子を質物として預けている。年利三割に息子を奉公

無料法律相談

▽とき 8月25日(土) 午前10時～正午

▽ところ 市役所1階市民相談室

▽内容 金銭貸借・土地・財産などの法律問題

▽予約日 23日(木) 午前9時から受付(先着4名・電話でも可)

▽申込み 秘書広報課 内線251

予約制

道路はみんなの財産です 広く、美しく、安全に！

8月1日～31日 道路をまもる月間

この運動は、安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設などの点検・整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及・徹底を図り、道路を常に広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的に行われるものです。市民のみなさんのご協力をお願いします。

■道路をまもる月間に伴う行事■

- 合同道路パトロール 8月1日午前10時～
- 不法物件(屋外広告物条例違反など)の撤去 8月下旬
- 道路パトロール 随時
- 不法自転車指導 随時

ご利用ください 消火器の設置補助制度

この制度は、地域の火災予防体制の強化をはかるため、町内会などで共同設置される消火器や格納箱に対して、その費用の一部を補助するものです。

- ▶対象地域 戸数20戸以上の町内会、自治会または隣組
- ▶対象消火器 泡消火器10型(8.5ℓ)または粉末消火器5型(1.8kg)以上
- ▶補助額 消火器設置経費の3分の1以内を補助

[申込み・お問い合わせ] 消防本部予防課 電話934-0119